

**インボイス制度に対応した
令和5年度ASP1000R [2023年11月版]を
11月21日(火)から提供します**

インボイス制度に対応した令和5年度ASP1000R [2023年11月版]を令和5年11月21日(火)から提供します。つきましては、改訂内容を改めてご案内します。

I 令和5年度ASP1000R [2023年11月版]の改訂内容

インボイス制度開始後の課税期間（令和5年10月1日以後に終了する課税期間）について、次の改訂を実施します。

1. 「242. 消費税ワーキングシートの入力」メニューの改訂

(1) 消費税ワーキングシート一覧の改訂

次のワーキングシートを新設します。

- ① 「売上・仕入税額の計算方法の選択」ワーキングシート（入力必須）
- ② 「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシート

＜消費税ワーキングシート一覧＞

行	ワーキングシート	前期	当期
1	事業者名等/還付金融機関名等		
2	(必須)売上・仕入税額の計算方法の選択 ※令和5年10月1日以後取引		◎
3	(必須)仕入れに係る消費税額の控除	○	◎
4	中間納付税額/付記事項/申告書欄外等	○	◎
5	課税区分別残高(課税売上げ・適格請求書発行事業者からの課税仕入れ)の入力	○	◎
6	課税区分別残高(免税事業者等からの課税仕入れ)の入力		解説
7	免税事業者の時に行った資産の譲渡等に係る対価の返還等		解説
8	付表の消費税額の調整(貸倒回収・棚卸資産等に係る調整)		解説
9	特定収入がある場合の仕入れ控除税額の計算の特例		解説
10	旧消規第22条第1項本則課税の課税売上げ		解説
11	旧消規第22条第1項本則課税の課税仕入れ		解説
12	令和5年9月30日以前取引に係る経過措置		解説
13	旧消規第22条第1項簡易課税の事業区分別課税売上げ		解説
14	軽減対象資産に係る売上税額の計算特例(本則課税)		解説
	軽減対象資産に係る売上税額の計算特例(簡易課税)		解説

♥ 入力するワーキングシートを選択してください。(再選択で取り消します。)

F4 WS入力開始 F6 削除 F10処理メニュー

※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

(2) 「売上・仕入税額の計算方法の選択」ワーキングシートの新設

当ワーキングシートでは、令和5年10月1日以後取引の売上税額及び仕入税額のそれぞれについて、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択します。

< 「売上・仕入税額の計算方法の選択」ワーキングシート >

売上・仕入税額の計算方法の選択 (R05)

ファイル(F) ツール(T) プログラム(G) ヘルプ(H)

A10 国税庁HP等 本日: 令和5年10月12日(木)

0000000001: 大手製造 株式会社 事業年度: 令和5年4月1日~令和6年3月31日

2. 令和5年10月1日以後取引の税額計算方法

売上税額の計算方法

積上げ計算 (消法45㉞) 割戻し計算 (消法45㉟)

1. 積上げ計算
(1) 相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している場合 (適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。) に、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とする方法です。
(2) 「課税区分別残高の入力」ワーキングシートでは、売上に係る課税区分について、「消費税額等」を直接入力します。

2. 割戻し計算 (原則)
(1) 課税期間中の課税資産の譲渡等の税込金額の合計額に110分の100 (軽減税率の対象となる場合は108分の100) を掛けて計算した課税標準額に7.8% (軽減税率の対象となる場合は6.24%) を掛けて算出する方法です。
(2) 「課税区分別残高の入力」ワーキングシートでは、売上に係る課税区分について、「税込金額」のみを入力します。

仕入税額の計算方法

積上げ計算 (消令46㉞㉟) 割戻し計算 (消令46㉟)

1. 積上げ計算 (原則)
(1) 相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等 (提供を受けた電磁的記録を含みます) に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出する方法です。
(2) 「課税区分別残高の入力」ワーキングシートでは、仕入に係る課税区分について、「消費税額等」を直接入力します。

2. 割戻し計算
(1) 税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を仕入税額とする方法です。なお、**割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。**
(2) 「課税区分別残高の入力」ワーキングシートでは、仕入に係る課税区分について、「税込金額」のみを入力します。

F3 次頁 F4 入力終了

※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

(3) 「仕入れに係る消費税額の控除」ワーキングシートの改訂

次の入力項目を追加します

① 「当課税期間において免税事業者であった期間の課税売上高」欄

- 1) 免税事業者が課税期間の途中で適格請求書発行事業者となった場合に入力します。
- 2) 当欄の金額と消費税申告で計算された課税売上高の合計額を「当課税期間の課税売上高」として、仕入税額を全額控除可能か (課税売上高が5億円以下か) を判定します。

② 「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (2割特例) の適用」区分

(4) 「課税区分別残高 (課税売上げ・適格請求書発行事業者からの課税仕入れ) の入力」ワーキングシート (旧「課税区分別残高 (課税売上げ・課税仕入れ) の入力」ワーキングシート) の改訂

① 課税区分 [1] [11] [5] [51] [6] [61] [7] [71] について、税額計算方法 (積上げ計算・割戻し計算) を選択できるようにします。

② 税額計算方法で「積上げ計算」を選択した行について、消費税額等を入力できるようにします。

(5) 「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシートの新設

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の課税区分として、新たに課税区分[52][53][62][63][72][73]を追加します。これらの課税区分は、既存の課税仕入れを処理する課税区分[5][51][6][61][7][71]のそれぞれに対応します。

今回追加する課税区分	
[52]	免税事業者等からの課税仕入れ(課税売上げ)
[53]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還
[62]	免税事業者等からの課税仕入れ(非課税売上げ)
[63]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還
[72]	免税事業者等からの課税仕入れ(売上げ共通)
[73]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還

当ワーキングシートでは、課税区分[52][53][62][63][72][73]に係る金額を入力します。

- ①仕入税額を「割戻し計算」する場合は、「税率」「控除割合」（80%、50%、0%）及び「税込金額」を入力します。
- ②仕入税額を「積上げ計算」する場合は、免税事業者等からの課税仕入れ（課税区分[52][62][72]）について、「消費税額とみなされる額」（注）を直接入力します。
（注）課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率の対象となる場合は108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80（又は100分の50）を乗じた金額とされています（平成30年改正令附則22①一、23①一）。
- ③免税事業者等からの課税仕入れに係る対価の返還等をした場合の税額（課税区分[53][63][73]）は、仕入税額の計算方法にかかわらず、「割戻し計算」とされています（平成28年改正法附則52④、53④）。

<「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシート>

課税区分別残高(免税事業者等からの課税仕入れ)の入力 (R05)

ファイル(F) ツール(T) プログラム(S) ヘルプ(H)

A10 国税庁HP等 本日：令和 5年10月12日(木)

0000000001：大手製造 株式会社 事業年度：令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日

6. 課税区分別残高(免税事業者等からの課税仕入れ)の入力 【本則課税】

行	課税区分	税率	控除割合	税込金額	消費税額とみなされる額
1	52 免税事業者等からの課税仕入れ(課税売上げ)	10.0%		110,000	6,240
2	53 同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還	10.0%	80%	10,000	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

♠ 1. 仕入税額を「積上げ計算」する場合、消費税額とみなされる金額は、課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80(又は100分の50)を乗じて算出する必要があります(平成30年改正令附則22①一、23①一)。
 2. 免税事業者等からの課税仕入れに係る対価の返還等をした場合の税額は、仕入税額の計算方法にかかわらず「割戻し計算」とされています(平成28年改正法附則52④、53④)。

♥ 課税区分を入力してください。

F4入力終了 F5課税区分一覧 F6 行削除

※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

(6) 「特定収入がある場合の仕入控除税額の計算の特例」ワーキングシートの改訂

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定（消令75⑧）に対応します。

- ①控除対象外仕入れ税額に係る調整計算をするための計算基礎の入力又は調整額の直接入力を行えるようにします。
- ②計算基礎による自動計算は、取戻し対象特定収入が1種類の場合にのみ対応します。取戻し対象特定収入が2種類以上の場合は、国税庁ホームページに掲載される計算表(Excelファイル)(注)を使用して事前に調整額を計算し、その結果を直接入力してください。

(注)令和5年11月14日現在、当計算に対応した計算表(Excelファイル)は国税庁ホームページに公開されていません。なお、国税庁ホームページの「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税(令和5年6月)」では、「適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定に関する計算例については、今後、国税庁ホームページに掲載します」と案内されています。

(7) 統合型会計情報システム（F X 5）との連携機能の改訂

- ① 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の課税区分（[52][53][62][63][72][73]）の連携データ（CSVファイル）を読みめるようにします。
- ② F X 5 との連携は、これまで「課税区分別残高(課税売上げ・課税仕入れ)の入力」ワーキングシートの[F X 5 連携]ボタンで行えるようにしていましたが、上記①により、「課税区分別残高(免税事業者等からの課税仕入れ)の入力」ワーキングシートにも読込むため、消費税ワーキングシート一覧の上部に[F X 5 連携]ボタンを移動します。

<[F X 5 連携]ボタン>

242.消費税ワーキングシートの入力 (R05)

ファイル(F) ツール(T) プログラム(G) ヘルプ(H)

A10 国税庁HP等 F X 5 連携 本日：令和 5年10月12日(木)

0000000001：大手製造 株式会社 事業年度：令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日

申告区分 確定申告 課税期間 令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月31日

行	ワーキングシート	前期	当期
1	事業者名等／還付金融機関名等		
2	(必須)売上・仕入税額の計算方法の選択 ※令和5年10月1日以後取引		◎
3	(必須)仕入れに係る消費税額の控除	○	◎
4	中間納付税額／付記事項／申告書欄外等	○	◎
5	課税区分別残高(課税売上げ・適格請求書発行事業者からの課税仕入れ)の入力	○	◎
6	課税区分別残高(免税事業者等からの課税仕入れ)の入力		解説
7	免税事業者の時に行った資産の譲渡等に係る対価の返還等		解説
8	付表の消費税額の調整(貸倒回収・棚卸資産等に係る調整)		解説
9	特定収入がある場合の仕入れ控除税額の計算の特例		解説
10	旧消費第22条第1項本則課税の課税売上げ		解説
11	旧消費第22条第1項本則課税の課税仕入れ		解説
12	令和5年9月30日以前取引に係る経過措置		解説
13	旧消費第22条第1項簡易課税の事業区分別課税売上げ		解説
14	軽減対象資産に係る売上税額の計算特例(本則課税)		解説
	軽減対象資産に係る売上税額の計算特例(簡易課税)		解説

♥ 入力するワーキングシートを選択してください。(再選択で取り消します。)

F4 WS入力開始 F6 削除 F10処理メニュー

※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

2. 「243. 消費税額の確認と検討表の印刷」メニューの改訂

- (1) 消費税申告検討表 1（課税区分別残高の確認表）で、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の課税区分（[52][53][62][63][72][73]）に係る金額を確認できるようにします。
- (2) 消費税申告検討表 1に、「課税区分別残高の内訳表（積上げ計算分・割戻し計算分）」を追加します。当検討表で、申告計算において「積上げ計算」と「割戻し計算」が混在している場合の計算の内訳を確認できます。

3. 「244. 消費税申告書と付表の印刷」メニューの改訂

令和5年10月1日以後に終了する課税期間の消費税申告書の様式に対応します。

4. 「245. 還付申告に関する明細書の作成」メニューの改訂

(1) 消費税の還付申告に関する明細書の様式改正

令和5年6月30日、国税庁ホームページで「「消費税関係申告書等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）」が公表され、「消費税の還付申告に関する明細書」の「3 課税仕入れに係る事項」の「(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得」及び「(3) 主な固定資産等の取得」の各明細に、「取引先の登録番号」を記載することとされました。

改正後の様式は、令和5年10月1日以後に終了する課税期間から適用とされています。

(2) システムの対応

「3 課税仕入れに係る事項」の「(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得」及び「(3) 主な固定資産等の取得」の各明細において、「取引先の登録番号」を入力できるようにします。

なお、「取引先の登録番号」の入力にあたっては次のチェックを行います。

①桁数（T+13桁）のチェック

②チェックデジット（検査数字）によるチェック

③「国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト」の情報による実在性及び有効性のチェック（注）

（注）ファイアウォール機器等が動作している場合のお願い

ネットワーク上でファイアウォール機器等が動作している場合、上記③のチェックを行うためには、以下の通信宛先及びポートへの通信を許可する設定が必要となります。お手数ですが、設定をよろしくお願ひいたします。

通信宛先	ポート
https://slapi2.tkc.co.jp/	443

5. 「812. 電子申告データの作成(完成)」メニュー、「821. 国税・地方税の電子申告」メニューの改訂

令和5年10月1日以後に終了する課税期間の消費税の電子申告に対応します。

II 利用上のご注意

1. 運用管理システムでの「DBのバージョンアップ」処理のお願い【前回の案内から追加】

令和5年度ASP1000R[2023年10月版]をご利用の場合は、[2023年11月版]を登録（更新）後、運用管理システムの「24. DBのバージョンアップ」処理を行ってください。

2. 旧税率（8.0%、5.0%、3.0%）があり、「2割特例」を適用する場合の申告計算について

(1) 令和5年度税制改正により、「2割特例」を適用する場合の様式として付表6が追加されました。当付表には旧税率に係る金額を記載する欄がありません。

旧税率があり、「2割特例」を適用する場合の記載方法について、当社が加盟する税務システム連絡協議会を通じて国税庁に確認したところ、次の回答でした。

①本則課税・簡易課税にかかわらず、簡易課税用の付表4-1等を使用していただくこととなります（すべて第2種事業として記載）。

②ただし、本則課税の場合、本則課税用の第1表と簡易課税用の付表4-1等の組合せによる申告はe-Tax上エラーとなるため、書面での提出となります。

(2) 上記(1)の回答を踏まえ、一般課税用（本則課税）で該当するケースには対応しないこととさせていただきます。当ケースに該当する場合は、一旦簡易課税で税額計算等を実施いただき、大変お手数をおかけしますが、手書きでの申告をお願いします。

Ⅲ 動作環境

ASP1000RのWebメニューの「環境設定手順書」の「I動作環境」又はTKCグループホームページの「ASP1000Rの動作環境」ページ

(<https://www.tkc.jp/consolidate/spec/#asp1000r>)をご確認ください。

Ⅳ 提供予定日等

1. 提供予定日

令和5年11月21日(火)からダウンロード提供します。

※1 システムを起動する際に、プログラムをダウンロードします。

※2 ダウンロード希望日は「システムの更新方法の設定」画面で変更できます。

2. お申込み方法等

(1) 令和5年度ASP1000Rの継続利用をお申込み済みの場合

令和5年10月20日から、「システムの更新方法の設定」画面で、令和5年度ASP1000Rの更新日を指定できるようにしています。更新方法及び更新日をご確認ください。

※「システムの更新方法の設定」画面は、「運用管理システム」の[システムの更新方法の設定]ボタンから起動してください。なお、運用管理システムの権限が必要です。

(2) 令和5年度ASP1000Rの継続利用をお申込みでない場合

継続利用をお申込みいただくと、上記(1)と同様に、「システムの更新方法の設定」画面で、令和5年度ASP1000Rの更新日を指定できるようになります。

なお、継続利用のご注文は、「運用管理システム」の[TKC連結グループソリューションオーダー・エントリー（プログラムの注文、担当者情報の更新）]ボタンから行えます。

以上